

生活サポート事業 受託者選考にかかる評価項目および評価の視点

	評価項目	評価の視点
1	事業者について	募集要項に規定される応募資格要件を満たしていることの誓約ができているか。
		団体は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人またはこれらに準ずると認められる団体か。
		団体の活動内容から見て、本事業および総合事業の目的である「地域の支え合い体制づくりの推進」と目的を一としているか。
		団体の活動内容から見て、本事業および総合事業の目的である「地域での高齢者の活躍の場の創造」と目的を一としているか。
		団体の活動内容から見て本業務の遂行が可能であるか。
2	事業実施見込みについて	事業の実施見込みが極端に限定されていないか。 (営業日が週1回、サービス提供時間帯が1時間など。地域が限定されることは構わない。)
3	従事者について	事業を運営するために必要な従事者が確保できているか。 (従事者が5名以上いることが望ましい。)
		65歳以上高齢者の活躍の場となっているか。
4	危機管理体制について	個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な管理体制および取扱い方法ができているか。
		個人情報の漏えい等、事故を未然に防ぐ取り組みがなされているか。
		個人情報の適切な取扱い方法について、従事者に対しても十分な指導が行えているか。
		感染症対策の重要性を認識し、衛生管理体制ができているか。
		感染症等を未然に防ぐ取り組み、および感染の拡大を防止するための取り組みがなされているか。
		感染症対策について、従事者に対しても十分な指導が行えているか。
		事故発生時における管理・連絡体制が整備され規定できているか。
		事故発生時における連絡体制および対処について、従事者に対しても十分な指導が行えているか。
		傷害・賠償保険への加入ができているか。 (すべての従事者が加入できているか、対物・対人補償)
		事故を未然に防ぐための指導・取り組みがなされているか。